

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
7 不安の解消、交流活動	
(1) 通学する学校の位置が変わるなど、環境が変化することに不安がある。子供たちにどのような配慮をするのか。	統合により、一挙に児童数が増えたり違う校舎へ通学したりすることは、児童にとって大きな環境の変化となります。そこで、統合に伴う児童の不安や動揺をできる限り軽減するため、平成20年4月以降、統合対象校間で交流活動(例:運動会、移動教室、遠足、社会科見学、学芸会、展覧会、セーフティ教室、給食など)を実施し、児童の交流を深めます。また、心のふれあい相談員による相談時間を拡充し、統合前および統合後の児童・保護者の不安の解消に努めます。
(2) 統合による児童の心理的負担をどう軽減していくのか。	
(3) 特別支援学級への配慮はどのようなことを考えているのか。	特別支援学級の移設にあたっては、できるだけ児童への負担がないように、指導方法の継続、施設の整備、教員や指導補佐員の配置などについて十分な配慮を行っていきます。
(4) 光四小の児童や保護者が戸惑うことがないように、特別支援学級の児童への理解を深める場を設けてほしい。	光四小には現在、特別支援学級が設置されていないため、光四小の児童や保護者の方々に、特別支援学級に対する理解を深めていただく必要があります。そこで、光三小の特別支援学級の児童への負担に配慮しながら、学校行事や授業参観などについて、両校の児童の交流活動を実施します。また、光四小の保護者や教職員を対象に、特別支援教育に関する講演会などを実施します。
(5) 児童の交流活動のみでは不十分だ。	統合新校が円滑にスタートできるよう、児童だけではなく、学校公開日の相互参観やPTA(保護者と教職員の会)主催の行事などを通じて、保護者同士の交流が進むよう取り組みます。また、合同校内研修会などを実施し、教職員間の交流を進めます。

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
(6) 適正配置をしなければならない理由を、児童にわかるような言葉で説明してほしい。	実施計画の策定後、児童の発達段階に合わせた方法で、学校の統合や今後の交流活動の実施について、学校から児童へ説明します。
(7) 統合について、児童にどのように説明するのか。	
(8) 交流活動の内容を、もっと具体的に示してほしい。	校長を中心として統合対象校の教員同士が話し合い、平成20年度および21年度の教育課程を編成する中で、具体的な交流活動について計画化していきます。また、教育委員会としても、両校が交流活動(例：運動会、移動教室、遠足、社会科見学、学芸会、展覧会、セーフティー教室、給食など)を積極的に推進していけるよう支援していきます。
(9) 子供は順応性が高く、大人が考える以上に環境への適応能力がある。	
(10) 心のふれあい相談員は臨床心理士の資格を持った専門家にすべきだ。	心のふれあい相談員について、臨床心理士の資格を持った者に限定することは人材確保の面などから困難です。現行制度の中で研修の一層の充実を図り、資質の向上に努めています。また、教育相談室(総合教育センター分室)には臨床心理士の資格を持つ心理教育相談員を配置しており、不登校やいじめ、発達に関することなど、様々な相談に応じています。